

大和市監査委員告示第11号

令和8年4月30日付け大和市監査委員告示第6号をもって公表した市長室に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月16日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 河端恵美子

監査の結果	措置の内容
<p>(危機管理課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(危機管理課) 交付金等の交付決定通知書を受領した際には、迅速に調定を行い、「調定済み」であることを明記したうえで交付決定通知書の課内回覧を実施し、副担当職員、係長及び課長による確認を徹底することで事務改善を図ります。</p>